

## 佐倉市文化財保存事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）の規定に基づき指定を受けた文化財で本市の区域内に存するもの及び佐倉市文化財保護条例（昭和51年佐倉市条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき指定又は登録を受けた文化財の適正な保存管理及びその活用を図るため、国及び地方公共団体以外の文化財所有者等が行う文化財保存事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内において佐倉市文化財保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における文化財は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市指定文化財 条例第4条第1項の規定により指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物並びに条例第27条第1項の規定により選定された佐倉市選定保存技術をいう。
- (2) 市登録有形文化財 条例第16条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形文化財をいう。
- (3) 国指定文化財 法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項又は第109条第1項の規定により指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物並びに法第147条第1項の規定により選定された選定保存技術をいう。
- (4) 国登録文化財 法第57条第1項、第76条の7第1項、第90条第1項、第90条の5第1項又は第132条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された有形文化財、無形文化財、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財及び記念物をいう。
- (5) 県指定文化財 県条例第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項又は第34条第1項の規定により指定された有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物並びに県条例第40条第1項の規定により選定された千葉県選定保存技術をいう。
- (6) 県登録文化財 県条例第19条の2第1項、第25条の2、第32条の2、第32条の3又は第39条の2の規定により登録された有形文化財、無形文化財、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財及び記念物をいう。

### (補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）及び対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる文化財の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として予算の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 市指定文化財 補助金の交付の対象となる経費の50パーセント
- (2) 市登録有形文化財並びに国登録文化財及び県登録文化財のうち、建造物であるもの 別表第2のとおりとする。
- (3) 国指定文化財及び県指定文化財 補助金の交付の対象となる経費から国及び県からの交付金を控除した額の50パーセント
- (4) 国登録文化財及び県登録文化財のうち、建造物以外であるもの 補助金の交付の対象となる経費から国及び県からの交付金を控除した額の50パーセント

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書(別記様式第1号)とする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、事業計画書、収支予算書及び前年度決算書(交付の申請を行う日の属する年度の前年度において、補助金の交付の対象となる事業を実施している場合に限る。)とする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止するときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して指示を受けること。

(交付の決定)

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

(交付の方法)

第8条 補助金は、その全額を、補助事業者から請求のあった日から30日以内に、概算払をするものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書(別記様式第3号)とする。

(変更の申請)

第10条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業等変更申請書(別記様式第4号)とする。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書(別記様式第5号。以下「実績報告書」という。)とする。

- 2 実績報告書に添付する書類は、事業内容報告書及び収支決算書とする。
- 3 補助事業者は、事業完了の日から起算して60日以内に、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(精算)

第13条 規則第19条に定める市長が定める返還の期限は、補助金確定通知書による通知を受けた日から30日以内とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
(佐倉市文化財保存事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 佐倉市文化財保存事業補助金交付要綱(平成11年4月1日施行。11佐教文第96号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧佐倉市文化財保存事業補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

- 4 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月30日決裁20佐教文第725号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成24年3月6日決裁23佐教文第551号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年3月4日決裁26佐教文第784号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日決裁佐財第577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日決裁佐財第678号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業細目	補助事業者	補助の対象となる経費
文化財保存整備事業	建造物、美術工芸品修理防災	所有者、保持者、管理団体その他市長が認める者	修繕経費、修理、防災その他工事経費、設計料及び監理料
	史跡等保存整備		復旧、修理及び整備工事経費、遺構等調査並びに測量・図化経費、保存施設設置工事経費、設計料及び監理料
	天然記念物保護増殖		給餌、施肥等経費、保護増殖施設工事経費、害虫駆除経費及び調査経費
	民俗文化財修理防災		修繕経費、修理工事及び附帯工事経費並びに設計料及び監理料
	美術工芸品等保存施設		建設、設備整備、防災施設工事経費、設計料及び監理料
無形文化財助成事業	無形文化財、民俗文化財用具修理	保持者又は保持団体	用具及び器具の修理経費
	無形文化財、民俗文化財記録作成	市長が認める者	記録作成経費
	無形文化財、民俗文化財伝承活動	保持者又は保持団体	伝承活動及び公開に要する経費
文化財管理事業	有形文化財、有形民俗文化財、記念物管理	所有者又は管理団体	見回り看視経費、支障木の除去、除草、清掃、防災設備保守点検、差し芽、防蟻、防虫等の小修理に要する経費、民家の環境整備に要する経費及び美術工芸品のくん蒸殺虫に要する経費
文化財普及事業	文化財保存周知	所有者、保持者又は管理団体	文化財の公開に要する経費、公開・案内のための冊子等印刷作成に要する経費

備考 所有者、保持者又は管理団体とは、市域に所在する文化財を所有、管理等するものをいう。

別表第2（第4条関係）

補助金の対象となる箇所 及び対象工事		各修理部分の修理費の補助 率の上限			限度額	備考
		屋根	外壁	開口部		
1 外部に 関して	a. 伝統的な工法 で修理する場合 （復元修理を含 む。）	50%	50%	50%	500万円	
	b. 景観を配慮し て行う工事（修 景工事を含む。）	50%	50%	50%	500万円	
2 構造に 関して	a. 基礎、軸組、小 屋組等の修理、 耐震補強工事等 （新しい工法で も可）	50%			100万円	
	b. 白蟻等の害虫 駆除	50%			50万円	2b から4 までの工事 の補助金額 の合計は、 200万円 までとす る。
3 工作物 等に関して （ただし、 建造物に付 属するもの に限る。景 観上一体と なっている 土塁等も含 む。）	a. 景観上、町並 みに寄与してい るものを修理す る場合（復元修 理を含む。）	50%			100万円	
	b. 景観を考慮し て新規に行う工 事（修景工事を 含む。）	50%			100万円	
	c. 看板撤去、日 除け、テント、増 築部分等を撤去 する場合	50%			100万円	
4 防災に 関して	消火器、自動火 災報知器等を設 置する場合	50%			100万円	
5 設計管 理費に関し て	修理に関する設 計、現場監理業 務委託等などの 費用	50%			100万円	

## 備考

- 1 工事1件当たりの補助金の上限は、500万円とする。
- 2 内部の修理に関しては、歴史的建造物の保全につながる修理に限り補助対象とする。
- 3 補助金で改修した部分を壊す場合は、条例の規定に基づき、補助金の全額又は一部を

返還させることができる。(3年未満は100パーセント、3年以上6年未満は80パーセント、6年以上9年未満は60パーセント、9年以上12年未満は40パーセント、12年以上15年未満は20パーセント、15年以上は0パーセント)